

表 ICSD-3-TR基準における主な変更点(ICSD-3基準とICSD-3-TR基準との比較)

ICSD-3 基準	ICSD-3-TR 基準
I 不眠障害群	
不眠障害（慢性および短期）	
睡眠・覚醒困難は、その他の睡眠障害ではよく説明できない。	睡眠障害とそれに関連した日中の症状が、その他の睡眠障害、身体疾患、精神疾患、薬物または物質の使用のみに起因するものではない。
II 睡眠関連呼吸障害群	
閉塞性睡眠時無呼吸（成人）	
A. 以下の最低1つが存在する： 1. 患者は、眠気、非回復性の睡眠、疲労感、あるいは不眠の症状を訴える。 4. 患者が高血圧、気分障害、認知機能障害、冠動脈疾患、脳卒中、うっ血性心不全、心房細動、あるいは2型糖尿病と診断されている。	A. 以下の最低1つが存在する： 1. 患者は眠気、疲労感、不眠、あるいは睡眠に関連した生活の質（QOL）の低下につながる症状を訴える。 4. 削除
閉塞性睡眠時無呼吸（小児）	
基準 A と B を満たす A. 以下の最低1つが存在する。 1. いびき。 2. 努力性、奇異性あるいは閉塞性呼吸がその小児の睡眠中に認められる。 3. 眠気、多動、行動の問題、あるいは学習の問題がある。 B. 睡眠ポリグラフ検査(PSG)で、以下のうち最低1つを認める。 1. 睡眠1時間当たり、1回以上の閉塞性無呼吸、混合性無呼吸あるいは低呼吸を認める。 2. 総睡眠時間の少なくとも25%以上が高炭酸ガス血症（動脈血炭酸ガス分圧（PaCO₂）> 50 mmHg）であることで定義される閉塞性低換気パターンで、以下のうち最低1つを伴う。 a. いびき。 b. 吸気時鼻圧波形の平坦化。 c. 胸腹部の奇異運動。	基準 A-C を満たす A. 以下の最低1つが存在する。 1. いびき。 2. 努力性、奇異性あるいは閉塞性呼吸がその小児の睡眠中に認められる。 3. 眠気、多動、行動の問題、学習やその他の認知上の問題がある。 B. 睡眠ポリグラフ検査(PSG)で、以下のいずれかを認める。 1. 睡眠1時間当たり、1回以上の閉塞性無呼吸、混合性無呼吸あるいは低呼吸を認める。 2. 総睡眠時間の少なくとも25%以上が高炭酸ガス血症（動脈血炭酸ガス分圧（PaCO₂）> 50 mmHg）であることで定義される閉塞性低換気パターンで、以下のうち最低1つを伴う。 a. いびき。 b. 吸気時鼻圧波形の平坦化。 c. 胸腹部の奇異運動。 C. 症状は、その他の併存する睡眠障害、身体疾患、薬物または物質の使用ではよく説明できない。
中枢性睡眠時無呼吸障害群	
いびき	いびきはすべての中枢性睡眠時無呼吸障害群の症状の基準から除外された。

ICSD-3 基準	ICSD-3-TR 基準
高地周期性呼吸による中枢性睡眠時無呼吸	
A. 最近、高地に登ったこと。 B. 以下の最低1つが存在する。 1. 眠気。 2. 入眠や睡眠維持の困難、頻回の中途覚醒、あるいは非回復性の睡眠。 3. 息切れあるいは朝の頭痛を伴う覚醒。 4. 無呼吸の観察。 C. 症状は、臨床的には高地周期性呼吸に起因するものであり、睡眠ポリグラフ検査が施行されれば、主にノンレム睡眠中に中枢性の無呼吸や低呼吸が1時間当たり5回以上の頻度で反復して認められる。	A. 高地に登った際に呼吸障害が起こる。 B. 以下の最低1つが存在する。 1. 眠気。 2. 入眠や睡眠維持の困難、頻回の中途覚醒、あるいは非回復性の睡眠。 3. 息切れあるいは朝の頭痛を伴う覚醒。 C. 周期性呼吸の観察、もしくは高地で実施された睡眠ポリグラフ検査で、中枢性の無呼吸や低呼吸が反復して認められ、中枢性無呼吸低呼吸指数が1時間当たり5回以上である。
乳児期の原発性中枢性睡眠時無呼吸	
A. 無呼吸やチアノーゼが観察者により認められる、あるいはモニタリングにより睡眠関連中枢性無呼吸や酸素飽和度の低下のエピソードが検出される。 C. 睡眠ポリグラフ検査、あるいは病院や自宅での無呼吸モニターなど代替となるモニタリングで、以下のいずれかが認められる。 1. 延長した(持続20秒以上)中枢性無呼吸が反復する。 2. 周期性呼吸が総睡眠時間の5%以上を占める。	A. 無呼吸やチアノーゼが観察者により認められる、あるいは出生後の院内モニタリングにより睡眠関連中枢性無呼吸や酸素飽和度の低下、徐脈のエピソードが検出される。 C. 睡眠ポリグラフ検査、あるいは携帯型無呼吸モニターなど代替となるモニタリングで、以下のいずれかが認められる。 1. 延長した(持続時間が20秒を超える)中枢性無呼吸が反復する。 2. 徐脈または酸素飽和度低下を伴う持続時間の短い中枢性無呼吸が反復する。 3. 暦年齢が生後3ヵ月以降で、周期性呼吸が総睡眠時間の5%以上を占める。
未熟性に伴う原発性中枢性睡眠時無呼吸	
C. 睡眠ポリグラフ検査(PSG)、あるいは病院や自宅での無呼吸モニターなど代替となるモニタリングで、以下のいずれか一方が認められる。 1. 延長した(持続20秒以上)中枢性無呼吸が反復する。 2. 周期性呼吸が総睡眠時間の5%以上を占める。	C. 睡眠ポリグラフ検査(PSG)、あるいは病院や自宅での無呼吸モニターなど代替となるモニタリングで、以下のいずれか一方が認められる。 1. 延長した(持続時間が20秒を超える)中枢性無呼吸が反復する。 2. 徐脈または酸素飽和度低下を伴う持続時間の短い中枢性無呼吸が反復する。
治療時出現中枢性睡眠時無呼吸	
B. バックアッププレート[換気補助の際の最低補償呼吸数]なしの気道陽圧呼吸使用下での睡眠ポリグラフ検査で、閉塞性事象^{イベント}の大幅な改善と、中枢性無呼吸あるいは中枢性低呼吸の出現あるいは残存が認められ、以下のすべてを満たす。	B. 持続気道陽圧呼吸使用下での睡眠ポリグラフ検査で、閉塞性事象^{イベント}の大幅な改善と、中枢性無呼吸あるいは中枢性低呼吸の出現あるいは残存が認められ、以下のすべてを満たす。 1. 睡眠1時間当たり5回以上の中枢性呼吸事象^{イベント}(中枢性無呼吸あるいは中枢性低呼吸)

ICSD-3 基準	ICSD-3-TR 基準
1. 中枢性無呼吸低呼吸指数 (CAHI) が睡眠1時間当たり5回以上. 2. 中枢性無呼吸と中枢性低呼吸の数が無呼吸と低呼吸の総数の50%以上.	を認める. 2. 中枢性無呼吸と中枢性低呼吸の総数が無呼吸と低呼吸の総数の50%を超える. C. 中枢性事象 ^{イベント} に起因すると考えられる以下の症状または徴候の少なくとも1つが存在する. 1. 眠気. 2. 入眠や睡眠維持の困難, 頻回の中途覚醒, あるいは非回復性の睡眠. 3. 呼吸困難による覚醒. 4. 無呼吸の観察.
睡眠関連低換気障害群	
先天性中枢性肺泡低換気症候群	
B. <i>PHOX2B</i> 遺伝子変異が存在する.	B. 中枢神経系の自律神経機能障害がみられ, ほとんどの場合, <i>PHOX2B</i> 遺伝子に変異が存在する.
睡眠関連低酸素血症	
B. 睡眠関連低換気が存在しない.	B. 酸素飽和度低下は, 睡眠関連低換気, 閉塞性睡眠時無呼吸, その他の睡眠関連呼吸障害では十分に説明されない.
Ⅲ 中枢性過眠症群	
ナルコレプシータイプ 1	
B. 以下のうち, 最低1つが存在する. 1. 情動脱力発作 (「基本的特徴」の項で明示される)があり, 標準的な方法に従って実施された反復睡眠潜時検査 (MSLT) において, 平均睡眠潜時が8分以下, かつ2回以上の睡眠開始時レム睡眠期 (入眠時レム睡眠期, SOREMP) が認められる. 前夜の睡眠ポリグラフ記録で SOREMP (入眠から15分以内) があれば, MSLT における1回の SOREMP の代替としてよい. 2. 免疫反応性によって測定される脳脊髄液 (CSF) 中のオレキシン A (ヒボクレチン-1) 濃度が 110 pg/mL 以下であるか, あるいは同一の標準化された測定によって得られる健常群の平均値の 1/3 未満である.	B. 以下のうち, 最低1つが存在する. 1. 情動脱力発作 (「基本的特徴」の項で明示される)と, 以下のいずれかが存在する. a. 現行の推奨手順に従って実施された反復睡眠潜時検査 (MSLT) において, 平均睡眠潜時が8分以下, かつ2回以上の睡眠開始時レム睡眠期 (入眠時レム睡眠期, SOREMP) が認められる. b. 前夜の睡眠ポリグラフ記録で SOREMP (入眠から15分以内) がある. 2. 放射免疫測定 (RIA) によって測定される脳脊髄液 (CSF) 中のオレキシン A (ヒボクレチン-1) 濃度が 110 pg/mL 以下であるか, あるいは同一の標準化された測定によって得られる健常群の平均値の 1/3 は, 慢性的な睡眠不足, 概日リズム睡眠・覚醒障害, その他の併存する睡眠障害, 精神疾患, 薬物または物質の使用や離脱ではよく説明できない.

ICSD-3 基準	ICSD-3-TR 基準
特発性過眠症	
C. 標準的な方法に従って実施された反復睡眠潜時検査(MSLT)において、睡眠開始時レム睡眠期(入眠時レム睡眠期, SOREMP)が2回未満であること、もし前夜の睡眠ポリグラフ記録におけるレム睡眠潜時が15分以下である場合には、SOREMPが存在しないこと。	C. 睡眠ポリグラフ検査および反復睡眠潜時検査(MSLT)の所見が、ナルコレプシータイプ1またはナルコレプシータイプ2の診断と一致しない。
クライネ-レビン症候群	
C. 病相間欠期には、患者の覚醒水準、認知機能、行動、気分は正常である。 D. 病相期に、以下のうち最低ひとつが認められる。 1. 認知機能障害。 2. 知覚変容。 3. 摂食障害(食欲不振あるいは過食症)。 4. 脱抑制行動(性欲亢進など)。	C. 少なくとも発症から1年間は、病相間欠期には、患者の睡眠と覚醒、認知、行動、気分は正常あるいはほぼ正常である。 D. 病相期に、以下のうち最低1つが認められる。 1. 認知機能障害。 2. 現実感喪失。 3. 重度の無気力。 4. 脱抑制行動(性欲亢進や食欲亢進など)。
身体疾患による過眠症	
C. 反復睡眠潜時検査(MSLT)を行った場合、平均睡眠潜時は8分以下で、睡眠開始時レム睡眠期(入眠時レム睡眠期, SOREMP)が観察されるのは2回未満である。	削除
IV 概日リズム睡眠・覚醒障害群	
睡眠日誌と可能な限りアクチグラフ検査によるモニタリング…… (N.B. この変更は時差障害を除くすべての概日リズム睡眠・覚醒障害(CRSWDs)に適用される。これらの評価に必要な期間は診断によって異なる)	睡眠日誌が必要であり、可能な限り、アクチグラフ検査によるモニタリングを一緒に行う。
V 睡眠時随伴症群	
睡眠時遺尿症	睡眠関連泌尿器機能障害
原発性睡眠時遺尿症 基準 A-D を満たす A. 患者は5歳以上である。 B. 患者に睡眠中の不随意的な排尿が繰り返し認められる。週に2回以上生じる。 C. この病態は少なくとも3ヵ月間持続している。 D. 睡眠中の遺尿が連続して消失したことがない。 続発性睡眠時遺尿症 A. 患者は5歳以上である。 B. 患者に睡眠中の不随意的な排尿が繰り返し認められる。週に2回以上生じる。 C. この病態は少なくとも3ヵ月間持続している。	睡眠時遺尿症 基準 A-C を満たす A. 患者は、反復する、不随意的、睡眠中の排尿を月に1回以上呈する。 B. この病態は最低3ヵ月間以上持続している。 C. 患者は5歳より年長である。 夜間頻尿症 基準 A-D を満たす A. 患者は、睡眠から覚醒し、毎晩3回以上排尿する。 B. 排尿後は、引き続き眠るか、眠ろうとする。 C. この病態は最低3ヵ月間以上持続している。

ICSD-3 基準	ICSD-3-TR 基準
D. 以前、睡眠中の遺尿が少なくとも6ヵ月間は消失していた。	D. 患者は5歳より年長である。 夜間切迫性尿失禁 基準 A-C を満たす A. 患者や介護者が、睡眠から覚醒した際の、切迫した尿意や尿漏れを訴えたり観察する。 B. 睡眠と関連したおもらしエピソードは最低1週間に1回以上発生していなければならない。 C. この病態は最低3ヵ月間以上持続している。
VI 睡眠関連運動障害群	
睡眠関連下肢こむらがえり	夜間筋こむらがえり
A. 強い筋収縮を示す、突然で不随意の筋硬直や緊張に伴い、脚や足に痛みを感じる。	A. 強い筋収縮を示す、突然で不随意の筋硬直や緊張に伴い、筋に痛みを感じる。
睡眠関連歯ぎしり	
A. 睡眠中に、規則的あるいは頻繁に歯ぎしり音が認められる。 B. 以下の臨床徴候が最低1つ認められる。 1. 異常な咬耗が、上記の睡眠中の歯ぎしりの報告と一致してみられる。 2. 朝の一過性の顎筋痛や疲労感、側頭痛、朝起床時の開口不能のいずれかが、上記の睡眠中の歯ぎしりの報告と一致してみられる。	A. 睡眠中に、歯ぎしりや食いしばりを特徴とする繰り返される顎筋の活動が認められる。 B. 睡眠中の歯ぎしりまたは食いしばりに関する上記の報告と一致する以下の臨床症状または徴候が最低1つ認められる。 1. 異常な咬耗。 2. 朝の一過性の顎筋痛や疲労感、側頭部痛。

ICSD-3-TRの使用

ICSD-3-TRの診断項目はICSD-3と同じであるが、2つの診断名が変更されている。睡眠関連下肢こむらがえりは、下肢以外の筋群に起こる可能性があり、覚醒時と睡眠時の両方に起こる可能性があることから、夜間筋こむらがえりと改名された。睡眠時遺尿症の診断は、睡眠関連尿路機能障害に拡大され、夜間切迫性尿失禁と夜間頻尿も含まれるようになった。この変更は、国際泌尿器科学会の学術用語との一貫性を保つために行われた。

ICSD-3-TRの最も重要な追加と変更点は、各診断基準の注に記載される場合がある。注は診断基準を適用するための重要な手引きである。注は多くの診断基準で詳述されており、利用者は睡眠・覚醒障害を正確に診断するために、これらの注に記載されている情報を参照し

なければならない。

各診断分類(章、項目)において、読者は標準化された小見出しの下に各診断に関する豊富な情報を見ることができる。以下の概要は、各診断分類内にある小見出しの内容の一部を詳述したものである。これらの用語は、文章全体を通して現れるので、索引付けしない。本書利用者は、個々の診断名にある小見出しを用い関連情報を参照されたい。

ICSD-3-TR小見出し

同義語

診断基準

診断を確定するために満たさなければならない具体的な徴候や症状は、ここに記載されている。